（自動車取得税に関する経過措置）

第六条　新規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第七条　新規則第八条の三十二第一項第七号イ、第八条の三十三第六号イ及び第八条の三十四第六号イの規定は、施行日以後に提出する新規則第八条の三十二第一項、第八条の三十三及び第八条の三十四に規定する申請書について適用し、施行日前に提出したこの省令による改正前の地方税法施行規則（次条第二項から第五項までにおいて「旧規則」という。）第八条の三十二第一項、第八条の三十三及び第八条の三十四に規定する申請書については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第八条　施行日から平成三十年三月三十一日までの間における新規則附則第六条第三十一項の規定の適用については、同項中「二酸化炭素排出抑制対策事業費又は」とあるのは「二酸化炭素排出抑制対策事業費」と、「に係る」とあるのは「又は水素供給設備整備事業費に係る」とする。

2　新規則附則第六条第三十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する政府の補助を受けて取得される償却資産に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第三十五項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　新規則附則第六条第三十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十八項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　新規則附則第六条第四十七項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する政府の補助を受けて取得される家屋又は償却資産に対して課すべき固定資産税又は都市計画税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第四十七項に規定する政府の補助を受けて取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

5　新規則附則第六条第五十九項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する機械類に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第六十項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第九条　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会に対する新規則第十六条の十第一項の規定の適用については、同項中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第十条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表の備考2中「空港関係市町村」の次に「、地方自治法第252条の19第1項の指定都市」を加え、「11　地方特例交付金」を「13　地方特例交付金」に、「3号」を「5号」に、

「6　地方消費税交付金	1　地方消費税交付金
7　ゴルフ場利用税交付金	1　ゴルフ場利用税交付金
8　自動車取得税交付金	1　自動車取得税交付金
9　軽油引取税交付金	1　軽油引取税交付金
10　国有提供施設等所在市町村助成交付金	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金

を

「6　分離課税所得割交付金	1　分離課税所得割交付金
7　道（府県）民税所得割臨時交付金	1　道（府県）民税所得割臨時交付金
8　地方消費税交付金	1　地方消費税交付金
9　ゴルフ場利用税交付金	1　ゴルフ場利用税交付金
10　自動車取得税交付金	1　自動車取得税交付金
11　軽油引取税交付金	1　軽油引取税交付金
12　国有提供施設等所在市町村助成交付金	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金

に改める。